

## 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会の実施状況について

### 1 第5回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

開催日時：平成30年1月12日（金） 午後7時から

開催場所：イングビル3階 第3・第4会議室

#### 【第5回の内容】

#### 1 報告

(1) 「子どもヒアリング」の途中経過について

#### 2 内容

(1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について

- ① 条例の項目について
- ② 「市やおとなの役割」について
- ③ 「意識の向上」について
- ④ 「子ども参加」について

### 1 報告

#### (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について

※平成29年12月13日～22日の間にヒアリングを実施した【放課後カフェ「青嵐ブックカフェ」】、【学び塾「猫の足あと」】、【総合型地域スポーツクラブ「ココスポ東伏見」】の報告

- ・「猫の足あと」の特徴は、自己肯定感の部分だと思う。あの場所に来ることができて落ち着いているというのが見て取れた。
- ・ココスポ東伏見では、様々な学校、年齢の子ども達が交流しているのが良いのだろう。居心地が良い場所として選ばれていた。
- ・ヒアリングの中で、中学校ではカウンセラーと一度は話すという取組があると聞いた。そうすることで、カウンセラールームに行くハードルが下がるようである。
- ・子どもの権利条約の認知度が圧倒的に低く、子どもの権利についての認識が色々と心配だ。

### 2 内容

#### (1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について

- ① 条例の項目について / ② 「市やおとなの役割」について  
/ ③ 「意識の向上」について / ④ 「子ども参加」について

※他自治体の条例の条項や構成について比較する資料を提示し、専門部会の意見を集約

※条例の全体像と、一般的な条例に盛り込まれている「市やおとなの役割」、「意識の向上」、「子ども参加」について検討

- ・西東京市の子どもに関わる条例は、総合的なものとするを部会の合意事項としたい。
- ・盛り込む内容については、他自治体の総合的な条例を参考にしながらも西東京市が力点を置く部分を強調するものとした。
- ・総則、役割、子ども施策、相談・救済、参加の仕組み、条例の推進などについては、総合的な条例であると大体が盛り込んである。また、権利のカタログについては、子ども達に伝わるようにと盛り込んだ自治体と、前文により基本的な考え方を盛り込んだ自治体とがある。前文と条例の規定の中の両方に盛り込んでいる自治体もある。
- ・日本では約30あまりの自治体で公的な第三者機関として権利擁護委員制度が置かれている。
- ・川西市は全国で最初に公的な第三者機関を設置しており、「子育てサービスの中で一番有用だと思うものは？」という調査を実施した際、相談すれば何とかしてくれるという安心感で、子どもオンブズパーソンが断トツで選ばれていた。新しい制度だったので、最初は学校から警戒されたりしたが、いきなり調査して勧告するという話ではなく、子どもにとって最も良

- い解決の仕方を子ども自身と共に考えながら行っていく方法がだいぶ定着してきている。
- ・第三者機関が意識しているのは、最終的に子ども自身からの思いや声をきちんと聞くということである。これが一番大変であり、専門性が表れる部分ではないかと思う。
  - ・なぜ条例が必要なのか考えたときに、「子ども達が自分の人生の主人公になるために、子どもがいきいきと自分の人生を生きられる内容」になれば良いのだなと思った。
  - ・ヒアリング等をしていて、西東京市は色々な子どもに関する施策を行っていると感じた。それらを促進していく裏づけになるものが条例に書かれると良い。もっと子ども自身が自分の意見を、自信を持って言うことができたり、他者との違いの中で発言できる場づくりをしていくことが大事だと思っている。
  - ・問題はどこまで権利を行使する手立てを盛り込むかで、条例に盛り込むと「しなければいけない」になるので、他の多様な「参加」の仕組みを制約する可能性もある。とはいえ、「意見表明・参加を進めます」という文章で手立てを委ねてしまえば、いくらでも「進めています」ということができるようになってしまうので、次の取組を制約しないような形で、いかに仕組みや条件整備をしていくかが非常に難しいところである。
  - ・この条例によって、虐待対応は、いじめ対応は、子ども達の貧困への対応は、どのように実施されるべきなのかということも念頭に置きながら進めていければと思う。また、行政サイドは、条例ができたときに自分達のこれまでの施策がどのように進展するのかということと同時に検討してもらいたい。
  - ・条例は万能ではないので、条例ができれば何でも進むというわけではない。関係機関と連携しながら進めていく一つの鍵になるものだという位置づけである。
  - ・多くの条例では、「子どもの意見表明・参加を進めます」としている。一定数の自治体は「子ども会議」という仕組みをつくっており、検討の課題である。
  - ・基本的に子どもの権利の重要な原則のひとつが、意見表明・参加の権利である。

## 2 第6回（仮称）子ども条例検討専門部会の内容について

開催日時：平成30年1月26日（金） 午後7時から

開催場所：田無庁舎2階 202・203会議室

### 【第6回の内容】

#### 1 報告

- (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について
- (2) 他自治体の相談・救済機関の視察報告について

#### 2 内容

- (1) 子どもの意見聴取について
  - ・アンケート結果のクロス集計について
- (2) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について
  - ① 条例の項目について
  - ② 「相談・救済」について
  - ③ 「居場所づくり」について
  - ④ 「施策の推進と検証」について
- (3) 今後のスケジュールについて

### 1 報告

#### (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について

※平成29年12月より実施している子どもヒアリングの進捗について報告

※ヒアリング内容を取りまとめた【子ども食堂「放課後キッチン・ごろごろ」】、【こども日本語教室（西東京市多文化共生センターが実施）】、【総合型地域スポーツクラブ「ココスポ東伏見」】については詳細な資料を提出して報告

- ・それぞれ特色のある居場所でヒアリングを実施できた。子ども達は、それぞれの居場所について、居心地の良さを感じているようだった。
- ・これまで、「生存」、「発達」、「保護」の権利が大切であるという意見が多かった。
- ・高校生世代に話を聞いてみると「参加」の権利も大事であるとの意見が多かった。大事だと思うが、実際に自分で意見を発信したことはほとんどなく、方法が分からないというものが多かった。
- ・「保護」の権利が守られていないという子どもが多かった。虐待のニュースを見聞きすることでそのように感じているようである。

## (2) 他自治体の相談・救済機関の視察報告について

※目黒区及び世田谷区の取組について、視察した内容を事務局より報告

- ・世田谷区の場合は、自分達のところで基本的に問題を解決していくというスタンスであり、必要があれば他機関につなぐという方法をとっている。目黒区の場合は、相談業務を主としており、自分達で解決するのではなく、基本的に他機関につなぐという運用をしている。

## 2 内容

### (1) 子どもの意見聴取について

#### ・アンケート結果のクロス集計について

- ※「教育に関するアンケート調査」調査結果中間報告書により、小・中・高校生世代の一般的な傾向を掴む。必要に応じて設問内容のクロス集計を行いたいと意見があったため、項目について意見を求めた。その場では特になく、後日事務局に意見を寄せることとなった。
- ・各世代で同様の設問を見たときに、その差異があるか見比べたい。

### (2) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について

#### ① 条例の項目について

※これまでの審議を踏まえたうえで部会長より条例の項目について提案

- ・案1は「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」について、子ども施策を進めていくために必要な部分をなるべく項目を少なくして規定するもの。
- ・案2は、案1を2つに分けたもの。1つ目は、子どもに関わる人・場所が支援を受けられるように記載している。例えば、保護者等が役割を果たせるように、必要な支援を受けられることをはっきり示すもの。2つ目は、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進について、子どもに関する施策について必要な部分を盛り込む。
- ・案2では、子ども施策について、「子どもの貧困問題への対応」と「子どもの権利の普及」を案1から追加している。
- ・子ども施策については、「マイノリティの対応」について別立てで記載するか検討する必要がある。
- ・条例の「推進と検証」については、現時点では、子どもの総合的な計画である「子育て子育てワイワイプラン」に盛り込み、具体的な施策を実施していくことが有効と考える。
- ・条例に位置付けた施策を推進していくため、庁内の連携をはかる体制をつくることは重要である。
- ・検証機関は、既存の組織を活用していくことも考えられるが、仕組みについて検討が必要であるとする。
- ・「切れ目のない支援」というキーワードも重要であり、盛り込む内容のひとつとして考えたい。
- ・子どもを家庭や地域と切り離して考えていけないと思う。子どもは環境の中で育つため、その辺りを整えていくという保障があると良い。

#### ② 「相談・救済」について

※一般的な子どもの救済機関について、その役割を説明

※第5回（仮称）子ども条例検討専門部会でも参考とした「世田谷区」、「松本市」、「豊田市」の取組について比較

- ・一般的には、この機関には子どもから直接の相談が多い。子どもにとって最善の利益を考えながら、子どもも一緒に考えながら進めていく機関として位置付けられている。
- ・ヨーロッパでは、自治体レベル、国レベルで設置されている。国レベルでは、救済活動はほぼしていなく、子どもの声・実態を把握しながら、法律や制度について提言をしている。
- ・日本では相談・救済をベースにししながら、その背景にある制度等を改善する必要があるれば、提言をするなどが多い。
- ・学校関係者の理解を得ることが難しいが、実態としては、学校関係としてもより有効な仕組みであることを説明しながら進めている。
- ・制度に関わる人材や対象となる子ども達への周知が大切で、運用していく際に課題となる。
- ・子どもに関わるおとなへの抑止力になりそうである。大切なのは、救済機関や学校等の子ども達を取り巻く環境を良くしていくことかなと思う。
- ・顔の見える関係性が構築されていると子ども達も話しやすい。
- ・「弁護士や臨床心理士等の資格者＝専門性」ではなく、この機関においては、『子ども達の声をきちんと受け止め、最善の利益を守れるような人材＝専門家』と捉えるべき。

### ③ 「居場所づくり」について

※子育て子育てワイワイプランの「居場所づくり」に位置づけられた取組について紹介。場所・施設・取組について西東京市の現状を説明した。

- ・放課後子供教室について、担い手に課題が出てきている。校庭開放については全校で取り組んでいる。しかし、学習活動の機会提供については8校での実施であり、実施できるのは地域に尽力してくれる人材がいるからである。制度をつくったら、人や予算を担保してほしい。
- ・居場所についても子ども達の意見を反映できればと思う。
- ・「居場所づくり」について、条例の項目に入れてさらに取組が進むようにしていくということをお願いします。

### ④ 「施策の推進と検証」について

※「条例の項目」を審議した際、検討済み。

### (3) 今後のスケジュールについて

※以前示したスケジュールについて、進捗に合わせたものを再度提示